

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和三十七年二月二十三日（金曜日）
午後二時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 櫻井 志郎君
委員 安田 敏雄君
植垣 弥一郎君
重政 庸徳君
柴田 榮君
仲原 善一君
温水 三郎君
大森 創造君
小笠原 三男君
木下 友敬君
清澤 俊英君
戸叶 武君

委員

衆議院議員

衆議院議員 川村 継義君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省畜産局長 森 茂雄君
事務局側

常任委員

安楽城敏男君

説明員

農林大臣官 房文書課長 小林 誠一君

本日の會議に付した案件

○南九州防災復興法案（衆議院送付、予備審査）
○南九州防災復興法案（衆議院送付、予備審査）
○南九州防災復興法案（衆議院送付、予備審査）

第八部

農林水産委員会會議録第十号 昭和三十七年二月二十三日【参議院】

○競馬法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○農林水産政策に関する調査（農林省の機構に関する件）

○委員（梶原茂嘉君） たいだいまから

農林水産委員会を開会いたします。
南九州防災復興法案（衆議院第二号予備審査）及び南九州防災復興法案（衆議院第三号、予備審査）の二案を一括議題といたします。

これら二案は、去る三日予備審査のため衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。

それではまず、両案の提案理由の説明を衆議院議員川村継義君。

○衆議院議員（川村継義君） たいだいま議題となりました、南九州防災復興法案及び南九州防災復興法案（衆議院第三号、予備審査）について、提案者を代表して私からその提案の理由を御説明申し上げます。

両法案ともに、第三十八回国会に提案して、審議未了となった法案を、そのまゝ、再提案することとなりましたので、きわめて簡単に、その概要を御説明申し上げます。

まず南九州防災復興法案であり、南九州は、台風、地震、火山に位置し、加うるに特殊な土地として、農業を取り巻く自然条件はきわめて苛烈であります。

これがため、農業の停滞性、ひいては産業経済の後進性は、いよいよ深刻なるものがあります。他地域に比べて、所得の格差も、ますます広がるばかりであります。

この地域における農業振興の基本的な方向は、農業生産基盤の画期的な整備拡充と、合理的な営農方式によって再編成された総合的な防災農業を確立する以外に道はございません。

これがためには、国の責任において、大幅な財政投融資と、濃密な指導態勢のもとに、大規模な生産基盤整備事業、防災作付体系の確立、畜産の向上発展、生産、加工、流通過程の共同化等を含む抜本的かつ総合的な防災農業振興対策を講ずることが、緊要であると確信いたします。

これが、本法案を提出するおもな理由であります。

なお、別途に南九州防災復興公団法案を提出しておりますが、南九州防災復興公団の樹立と実施の期間は五カ年、所要事業費の総額は、約五百億円、その負担区分は、当地域の財政状態と、住民の負担能力を考慮して、国費七割、県費二割、市町村と受益者それぞれ五分ずつとして法律の運営をはかる所存であります。

であります。

十二条の規定により、南九州防災復興公団を設立し、南九州防災復興農地において、畑地灌漑事業、特殊土壌対策事業、農地防風林の造成、開田、開畑等の事業を行なうこととしております。

なお本法案において、公団の組織、公団に対する監督規定等を設けております。

以上両法案の提案理由と、その大要について申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜わるようお願い申し上げます。

○委員（梶原茂嘉君） 以上で両案の提案理由の説明は終わりました。両案につきましても、本日はこの程度にいたします。

○委員（梶原茂嘉君） 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第一〇四号、予備審査）を議題といたします。

本案は昨二十二日予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取することにいたします。中野農林政務次官。

○政府委員（中野文門君） 競馬法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

さきに内閣に送られた公営競技調査会は、昨年七月競馬を含む各種公営競技を現状以上に奨励しないことを基本的態度とし、その弊害を除去するための改善方策について答申を提出したのであります。

一方、施行以来すでに十数年を経過した現行競馬制度につきましては、その後の社会情勢の変遷及び最近の施行状況から見ますと種々の改善すべき点があると考えられるのであります。

すなわち、地方競馬の施行主体につきましては、現在競馬を行なっております指定市町村は、全市町村の四割に満たない百三十五市町村であり、そのうち約八割は戦災という事由により指定を受けておりますが、復興もほぼ終了した現在、現行の施行体制を整備する必要があると思われのであります。

また、競馬の実施につきましても、射幸心の過熱を避け、紛争を防止するという見地から勝馬投票法の改善、その他競馬の実施に対する規制を強化すること等によって競馬に伴う弊害を除去するとともに、その公正かつ円滑な実施を確保する必要があると考えられるのであります。

このよう現状に顧み、公営競技調査会の答申の線に沿って、競馬の施行体制、実施方法等につき改善を加えるとともに、競馬の収益を畜産の振興、社会福祉の増進、教育文化の発展等に充当し得るよう所要の措置を講ずることとしたのであります。

ます。しかしながら、著しく災害を受けた市町村等につきましては、当該市町村の財政上の特別の必要性を考慮して、自治大臣と農林大臣が協議して指定するものに限り、一定の期間を定める等条件を付して競馬を行なうことができることとしております。

なお、現在指定を受けている市町村につきましては、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことができることとしたのであります。

第二に、競馬の実施方法についてであります。的中率を高め、射幸心の過熱を避けるため、勝馬投票法は、重勝式を廃止し、その種類を単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、必要に応じてこれを制限し得る規定を設けるほか、競馬の開催回数、日数、日取り等につきましては、公営競技調査会の答申の趣旨に従いまして、自粛のための規制措置を講じたのであります。

第三に、収益の使途であります。地方競馬の収益の一部を馬の改良増殖その他畜産の振興をはかるための経費に充当するため、地方競馬の施行者から売得金の一定率に相当する額を地方競馬全国協会に交付させ、地方競馬全国協会において、畜産振興事業に対する補助を行なうこととしたのであります。また、都道府県は、競馬の収益をもって管内の畜産振興事業のほか、社会福祉の増進、教育文化の発展等の経費に必要な財源に充てるようにいたしました次第であります。

第四に、地方競馬全国協会について申し上げます。地方競馬全国協会は、従来都道府県または都道府県の組合が行なっておりました馬主及び馬の登録、騎手の免許を全国的に統一して行なうとともに、審判員等の養成等を実施するほか、前述の畜産振興事業に対して補助する機関として設立いたしましたのであります。

なお、これに伴いまして、協会の組織、業務運営等につきまして所要の規定を設けることとしております。

以上のほか、興奮剤等の投与に関する処罰規定その他罰則を整備することにより、より一そう競馬施行の公正の確保に資することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいようお願い申し上げます。

○委員長(橋原茂喜君) 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(橋原茂喜君) この際、農林省の機構に関する件を議題といたします。

今、農林省設置法の一部を改正する法律案が提出されて、中央地方を通じ農林省の機構の改正が行なわれるようでありまして、一応その内容につきまして説明を聞くことにいたします。

農林省小林文書課長。

○説明員(小林誠一君) お手元に農林省設置法の一部を改正する法律案の關係資料が配りしてございます。その四十五ページに法律案要綱がございまして、その順序に従いまして御説明申し上げます。

まず、農林本省の機構の改正でございますが、その第一といたしまして、園芸農産物等に関する行政の充実に資するため、振興局の折掌事務の一部を分離しまして新たに園芸局を設置することとございます。法律案では九ページのところその部分がございまして、十二条の二の規定がそれでございます。

それで、今後の園芸行政は、生産性を高めようということとともにより、市況の的確な把握でありますとか、あるいはその通報でありますとか、出荷、販売組織の整備でございますとか、品質、規格を標準化するというようないろいろな流通の合理化を推進する必要もございまして、また加工分野についても、いろいろ開拓しなければならぬとせん点がございまして、この所掌事務は、一号から四号まで列挙してあるのがそれでございます。

ここで園芸農産物等と申しますのは、米、麦、雑穀以外の農産物を指しております。その生産、流通、消費の増進、改善及び調整をはかりまして、それから園芸農産物等の生産、流通につきまして、団体を指導監督いたしますこと、それから三号にございまして園芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと、四号にございまして園芸農産物の検査を行なうことになっております。

それから、その次の改正でございますが、振興局に、農林経済局の所掌にかかりました農業行政に關します企画でございますとか、あるいは農業団体に關する事務等に移管いたしますと、農業構造の改善に關する施策の調整等を所掌事務といたしまして、こ

れを農政局に改組するということでございます。法律案は、六ページにございまして九条の二のところが、農政局の所掌事務でございまして、ここに一号から二十三号まで列挙いたしてございまして、

それから、従来この中で、振興局の所掌事務が相当部分あるわけでございまして、一号から七号までが、農政局の性格を表わします事務でございまして、従来経済局でございまして農林行政に關します企画を農政局へ移管いたしました。それと従来から振興局にございまして、二号の農業経営の改善をはかることという事務をここに持つてきたわけでございまして、先ほども申しましたように園芸局を分離いたしますと、園芸局、畜産局、蚕糸局というような物別の局ができるわけでございまして、それを経営という面からとらえるという役割を農政局に期待するものでございまして、

その他三号の農業労働に關しますこと、あるいは従来四号の農林経済局にございまして租税その他の仕事、連絡調整の仕事あるいは農業構造の改善に關する施策につきましての調整というものを、この農政局の所掌事務としたし、そのほか十号から十二号まで従来農林経済局でやっておりました農業協同組合の仕事、その他農業倉庫等に關します仕事を、この農政局に移すことにしたわけでございまして、それから十三号と十四号でございますが、先ほども申しましたように、物から申しますと、米、麦、雑穀の生産、流通、消費の増進、改善、調整というものがここに残りますが、さらに農政局におきましては十三号にございまして、一農

作物の作付体系の合理化に關する仕事というところで、これは経営の一部面であるかと思ひますけれども、そういうことで、飼料作物あるいは園芸作物も含めた作付体系の合理化に關する仕事をここに、農政局に所掌させることにいたしてあります。その他八ページのところにございまして十六号でございまして、農業機械化の促進に關すること、この農政局の所掌にいたしておりますのは、今後機械化が非常に重要な意味を持つて参り、新しい部も新設する予定にいたしてあります。したがって、ここに特定いたしてございまして、その他列挙しております業務は、すべてこれは振興局の業務をそのまま引き継いでおるのでございまして、

それから第三番目といたしまして、先ほど申しましたように、農業行政に關する企画と団体の事務を農林経済局から農政局に移管いたしますが、農林経済局には大臣官房の所掌いたします国際協力関係事務を移管いたすというところで、その所掌事務の整備を行なうております。三ページにその規定がございまして八条の一項の一号から二十二号までを次のように改めるという改正規定がそれでございます。このほか二十三条以下は統計調査部の業務が書いてございまして、これについては変更がございせん。で、この農林経済局は農林水の各分野を通じました共通問題を取り扱う部局といたしたいというふうに考えておるわけでございまして、農林省の所掌事務の農林水産物の輸出入対策でありますとか、あるいは農林水産業に關します金融上のいろいろな施策でございまして、関連産

業の育成というような施策を通じまして、農林漁業者と消費者の利益の増進をはかる部局というふうな位置づけをおるわけでございまして、この内容は若干現行法の規定と異なっておりますけれども、前の規定に類似した規定が置かれておるわけでございまして、ただ、六ページの十九号のところの「農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を統括すること」というのが、官房から移りまして新たにづけ加えられたわけでございまして、

以上が農林本省の機構の改正の主要な点でございまして、さらに付属機関といたしましては、四番目にございまして肥料検査所及び飼料検査所を統合しまして、肥料検査所を設置するということの改正を行なっております。その十ページにございまして、最近におきまして畜産の発展に伴いまして飼料、えさにつきましても、全国にわたる検査あるいは取締まり体制を整備する必要があるとございまして、現在東京に飼料検査所が一方肥料検査と飼料検査というものが検査対象にも共通性がありますので、この二つの検査の効率化をはかりましたために、今申しました飼料検査所とここに書いてございまして六つの肥料検査所を統合いたしまして肥料検査所というものを六カ所に設けるということとございまして、その位置及び管轄区域は、現行の肥料検査所の位置及び管轄区域を踏襲いたしております。

漁業調整事務局等の廃止等を行なうのでございまして、これは十二ページにその規定がございまして、現在農林省の支分部局といたしましては、本省に農地事務局あるいは統計調査事務所、それから食糧庁には食糧事務所、水産庁には漁業調整事務局及び事務所、林野庁には営林局営林署というのがあるが、その中で先ほども申しました農地事務局と漁業調整事務局、それから統計調査事務所の一部を廃止いたしまして、それを統合することによりまして地方農林局を設置いたしたいと考えておるわけでございまして、この地方農林局は、現在の農地事務局でやっております農地関係の事業のほか、漁港関係の事業あるいは草地改良の仕事、それから民有林の造林、林道に関する仕事、そういう農林水産業の基盤整備という仕事のほか、従来本省でもっぱら処理いたしておりました仕事で、その農林漁業の経営を地域の実態に即して改善する、あるいは農林漁業の生産物の流通についてサービスの行政をやるという仕事も、これに期待いたしておるわけであります。そういう仕事をやりましてつきましては、やはり地域統計というものが必要でございまして、三十六条の七号と八号にございまして、統計の仕事にこれにつけ加えまして、さらに団体の指導育成、監督というふうな仕事をつけます。加えて、農林省の食糧庁以外の農林省及び林野庁、水産庁の仕事に分掌いたす支分部局といたしたいと考えているわけでございまして、で、十六ページの三十七条のところにございまして、上に、その名称につきましては、上にブロックの名前を冠しております。それ

れから位置、管轄区域につきまして、従来の農地事務局の位置及び管轄区域を踏襲いたしております。十八ページにございまして、この地方農林局は統計調査事務所の仕事もやるわけでございまして、その統計調査事務所の仕事は、この七号に掲げてある事務でございまして、こういうふうな広い管轄区域を持たず、その地方農林局が置かれる都道府県の区域のみを管轄するというふうなことにいたしております。また、漁業調整事務局につきましては、その規定にかかわらず農林省令で別段の定めをすることができるというふうなことにいたしております。その内部組織については、政令で定めるというふうなことにいたしております。

これに関連いたしまして、十九ページのところにございまして、統計調査事務所は、地方農林局が置かれております都道府県以外の都道府県の区域ごとに置かれるものとする。北海道にありましては、その区域を四つに分けて農林省令で定める区域ごとに置かれるというふうにいたしております。これが地方農林局の設置の内容でございまして、

次に、林野庁の関係におきましては、労務管理関係の事務を所掌する職員部を新設するということとございまして、法律では二十ページの六十一條の二としてその規定がございまして、従来林野庁の、ここに列挙しております仕事は、林政部で所掌しております。従来福祉厚生課、職員課、労務課という三課でこの事務をやっていたのでございまして、担当の調査官を設けていたものでございまして、この林野庁の職員は、公労法の適用がある職員でございまして、団体交

渉という仕事もございまして、この際職員部を設けまして、部長がこの仕事に専念するというふうなことにいたしたいと存じておるわけでございまして。

それから、その次に、七番目といたしましては、水産庁の関係でございまして、水産庁に長官官房を置き、次長を廃止いたします。水産物に関する事務等を、生産部から漁政部に移管し、水産講習所を水産大学校に名称変更すること、機構及び所掌事務の整備を行ないまして、あわせて水産庁設置法を廃止しまして、農林省設置法に水産庁に関する規定を加えることにいたしております。二十一ページの第三節以下の規定がそれとございまして、水産庁は外局でございまして、すべて部でもってございまして、従来四部であったのでございまして漁政部の漁政課が人事、会計、庶務をやるということにつきましては、漁政部自体が相当他の部と並立的な関係にあるということから、むしろ長官直属の課においてそれらの事務を所掌させるほうが適当であるということから、この部の外に政令で総務課を置くということを考えておるわけでございまして。したがって、官房の設置となっておりまして、官房長のいない官房一課の官房は一課をもつて構成されるということになるわけでございまして。

それから漁政部につきましては、従来生産部の水産課でやっておりますた流通関係の仕事を中心に移すというところ、調査研究部でやっておりますた経済的、社会的な諸問題の調査研究というの漁政部に移すことにいたしております。その他のところについては、本庁については変わりがございせん。それと水産付属機関につきましては、下関にございまして水産講習所を水産大学校と名称を変更いたしたいとせん。それから地方農林局のところで御説明申し上げましたが、北海道以外の漁業調整事務局、事務所を廃止いたしまして、北海道だけ一方所に漁業調整事務所を置くという規定が三十四ページにございまして、そのような改正をやっております。あわせて、この際水産庁設置法は農林省設置法と独立した設置法があつたのでございましてけれども、食糧庁、林野庁がそれぞれ農林省設置法の中にございまして、この際、水産庁も農林省設置法の中で一本に規定するということにいたしたわけでございまして。

次に、この事業計画に伴う定員に所要の変更を行なうということとございしますが、二十一ページのところにその改正点がございまして、三十六年度の農林省の定員は、そこは一番最後のところにあります六万一千二百一十一名でございまして、三十七年度の定員は六万二千六十三人となっております。その内訳といたしまして、定員化が九百十二名といたしまして、事業の減少あるいは移管に伴う減が五十名とございまして、差し引き八百六十二名というものが増員になっておるわけでございまして、なお、この定員につきましては、農業保険事業団が発足いたしますと、その定員からさらに百三十六名減員になりまして、これは保険事業団法の附則でさらにこの数字を改正いたしておるわけでございまして。

最後に附則のところでございまして、この法律の施行日は、七月一日に

なっておりますが、林野庁の労働部の設置、肥料検査所の設置については四月一日、それから地方農林局につきましては十月一日から施行するという事になっております。

以上が農林省設置法の一部を改正する法律案の概要でございます。

○委員(梶原茂雄) ただいま一応御説明を伺ったのでありますが、もし御質問がございましたら、ただいま小林文書課長が出席いたしておりますので、官房長はちよつとおそくなるようでありますから、そういうお含みの上で質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

○清澤俊英君 ちよつと簡単なことなんです、今のこの説明の中で経済局は第八号十四で「中央卸売市場の指導監督を行なうこと」と、こう今までどおりですか。これは何か聞きますと、水産の問題は水産庁が主になって指導する、畜産の問題は畜産局が中心になつて芝浦の市場構造改正等の問題について畜産局が主となつてやるのだというふうな話も聞いていたのですが、これがちよつとちよつとあつた。今の説明の中には、そういうことが水産庁のほうのあれを見ましても、流通並びになんとかの指導、こういうことが書いてあるけれども、そこまでのことは明記してないのです。それについてまづちよつと解釈がせられて困つておりますから。

○説明員(小林誠一君) 農林経済局の所掌事務の十四号の「中央卸売市場の指導監督を行なうこと」という規定は從來からあつた規定でございます。從來中央卸売市場につきましては、御存じのように中央卸売市場法によりまして、地方公共団体が開設することになつております。したがって、その法律の施行につきましては、これは経済局の所掌事務でございます。ただ畜産なり、あるいは水産につきましては、それぞれの生産物の流通に関する事務が所掌になつております。したがって、その意味におきましては、中央卸売市場で形成されます価格はやはり流通に関するものでございまして、その意味におきましては原局がやはりその事務を所掌するというものでございまして、

直接市場の指導監督ですな、こういうことは水産庁なり畜産局がやつていくと、こういうことなんです。○説明員(小林誠一君) 中央卸売市場につきましては、これは御存じのように、地方公共団体が開設するというものになつております。その中に卸売人、仲売人といういろいろ法律上そういう規定があるわけでございます。この市場につきましては、御存じのように総合市場制をとつておりまして、青果物、それから畜産物、それから水産物というのが一本の市場で行なわれるわけでございます。したがって、その市場の中におきますいろいろなやり方等については、業務規程で規定しております。で、その認可等の事務は、これは当然法の施行でございますから、あるいは卸売人に対します監督等は、経済局の所掌事務になると思ひます。ただ、先ほども申しましたように、流通関係の事は、それぞれの物別の局が所掌しておりますので、そういう意味におきまして、日々そこ形成される価格等については、やはりその原局が関心を持って処理するということになつております。したがって、そういう意味では共管になると思ひます。

○清澤俊英君 ちよつとくだいようですが、それを、かりに水産物に対してそういう線を出して、水産物の流通機構に対して中央市場法にのつてそれを推し進めていくものは、流通の過程における流通の部門に於いて水産庁がやつていく、それから、たとえば今問題になつてゐる芝浦の問題等の流通機構を直すという事は、これは畜産局がやつていくと、こう解釈していいんですか。○説明員(小林誠一君) さようでございまして、

○清澤俊英君 そうすると、果実、蔬菜等のものは、これは一体園芸局ですか、経済局ですか、振興局ですか、そういうものについては。○説明員(小林誠一君) 園芸局でございます。○清澤俊英君 あとこまかいことはいづれ機会がありますから、そこでお伺ひしますけれども、それが非常に今問題になつてゐるのです、関係者の側から見れば、おしは、そういうふうな今まで聞いておりましたから、今度からこうなるのだといつても、そうじゃないという議論がなかなか強いのです、それで伺ひしました。○委員(梶原茂雄君) 他に御発言もないようですから、本件につきまして、本日はこの程度にいたしたいと存じます。

本日はこれで散会いたします。
午後三時五分散会

二月二十二日予備審査のため本委員会に会左の案件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

第一条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 左の各号の一に該当する市町村で、その財政上の特別の必要を考慮して自治大臣が農林大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に附した期限が到来するまでの間に限り、この法律により、競馬を行なうことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存する市町村

3 前項の規定による指定には、条件を附することができる。

第四条を次のように改める。

(入場料)

第四条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者(第二十九号各号に規定する者その他の者であつて省令で定めるものを除く。)から省令で定める額以上の入

場料を徴収しなければならない。

第五条第一項中「又は二十円」を削り、同条第二項中「十枚分又は十枚分を十枚分以上」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(勝馬投票法)

第六条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、各勝馬投票法における勝馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、省令で定める。

第七条 削除

第八条第一項及び第九条中「附録第二」を「附録」に改める。

第十二条第一項中「単勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法」を「各勝馬投票法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項前段中「表示された馬」を「表示された番号の馬(連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法に於ては、その勝馬投票券に表示された組のいずれかの番号の馬)」に、「連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法に於ては、その馬の属する組」を「連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法に於ては、その番号の属する組」に改め、同項後段中「連勝式勝馬投票法」を「連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法」に改め、同項中「前項」を「前二項」とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項

を同条第五項とする。
第二十條から第二十二條までを次のように改める。

(競馬の開催)

第二十條 地方競馬は、左の各号に掲げる事項につき省令で定める範囲をこえ、又は省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

一 都道府県の区域ごとの年間開催回数
二 一回の開催日数

2 農林大臣は、都道府県又は指定市町村に対して、競馬の開催回数、一回の開催日数及び開催の日取りその他競馬の開催に関し、調整上必要な指示をすることができ

(競馬の実施の委託)

第二十一條 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を、都道府県に於てはその区域内の市町村に、指定市町村に於てはその区域を包括する都道府県に委託することができる。

(運用規定)

第二十二條 第四條から第六條まで、第八條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條及び第十七條の規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第四條、第五條、第八條第一項及び第十二條第四項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三條第一項及び第十四條中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、第十六條中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」とする。

るのは「地方競馬全国協会」と、「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七條中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「この法律又は」を「この法律若しくは」に、「地方競馬を行なつた場合には」を「地方競馬を行なつたとき、又は第二十一條の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつたときは」に、「地方競馬の停止を」を「地方競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項をあわせて」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、第二十一條の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村で指定市町村以外のもの(以下「受託市町村」という)が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつた場合には、当該受託市町村に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができ

第三十三條の次に次の二十九條を加える。

(地方競馬全国協会への交付金)

第二十三條の二 都道府県又は指定市町村は、省令で定めるところにより、左の各号に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、その売得金の額に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額に應じ、その額の千分の四以内において省令で定める金額に相当する金額

(収益の使途)
第二十三條の三 都道府県は、その行なう競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(地方競馬全国協会)
第二十三條の四 地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

(法人格)
第二十三條の五 地方競馬全国協会(以下「協会」という)は、法人とする。

(事務所)
第二十三條の六 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)
第二十三條の七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第二十三條の八 協会でない者は、地方競馬全国協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第二十三條の九 民法(明治二十九

年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

(役員)
第二十三條の十 協会の役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第二十三條の十一 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十三條の十二 会長、副会長及び

び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)
第二十三條の十三 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 第十三條第二項各号の一に該当する者

二 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

三 政党の役員

四 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者

五 協会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

(役員の解任)
第二十三條の十四 農林大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が、左の各号

第六条 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に改正前の第一条第一項の規定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十一日までは、改正後の第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

第八条 この法律の施行前に改正前の第二十二條において準用する改正前の第十三條第一項、第十四條又は第十六條の規定により都道府県の組合の行なつた馬主若しくは馬の登録又は騎手の免許でこの法律の施行の際に効力を有するものは、それぞれ、改正後の第二十二條において準用する改正後の第十三條第一項、第十四條又は第十六條の規定により協会の行なつたものとみなす。ただし、騎手の免許については、その従前の免許の有効期間を経過した場合は、この限りでない。

第九条 前条に規定する登録又は免許を行なつていた都道府県又は都道府県の組合は、この法律の施行後遅滞なく、その登録又は免許に関する原簿その他の必要な書類を協会に引き継ぐものとする。

第十条 中央競馬及び地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回の法律の施行後においては、なお従前の例による。

では、改正後の第二十三條の二の規定は、適用しない。

第十二條 この法律の施行の際現に地方競馬全国協会という名称を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 改正後の第二十三條の八の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十三條 協会の最初の事業年度は、改正後の第二十三條の二十四の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

2 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、改正後の第二十三條の二十五第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本中央競馬会」の下に、「地方競馬全国協会」を、「日本中央競馬会法」の下に、「競馬法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「日本中央競馬

会及び地方競馬全国協会」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十七條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項六号中「北方協会」の下に、「地方競馬全国協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「北方協会」の下に、「地方競馬全国協会」を加える。